

薬発第 1030 号
昭和 48 年 10 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする
有効成分等の範囲について - その 9 (通知)

医薬品再評価の実施については、昭和 46 年 12 月 16 日
付薬発第 1079 号をもって通知したところであるが、同通知
に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和 49
年 1 月 31 日までに提出するよう貴管下関係業者に周知徹底
方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成分を
含有するもの。ただし、外用剤を除く。

1 麻 酔 剤

次に掲げるもの またはその塩類

(1) メフェネシン

臭化カルボニウム

次化カルボニウム

塩化スキサメトニウム(塩化サクシコルコリン)

塩化ツボクラリン

次化ジメチルツボクラリン

ガラミントリエチオダイド

臭化ヘキサフルオレニウム

(2) そ の 他

麻酔剤及び麻酔時に使用する骨格筋弛緩剤の有効成分として用いられている成分であつて、これまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を標榜するものを含む。

2 アレルギー用剤

次に掲げるもの またはその塩類

(1) ジメソヒドリナート

(2)

チエチルペラジン

プロメタジンテオクレート

クロルサイクリジン

サイクリジン

メフリジン

(2) アレルゲンエキス（治療用）

菌抽出物・菌代謝産物（矢追抗原、アレルギーパス、コータミン、コンムニン、アストレメダン、サルギン等）

非特異性アレルゲン（エルスチン、モクソール等）

(3) その他

アレルギー用剤の有効成分として用いられている成分であつて、これまで明示されたもの以外のもの
上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を標榜するものを含む。

3 呼吸器官用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) ジモルホラミン

ジメフリン

ブホゲニン

ロベリン

レバロルフアン

塩化エトロホニウム

コハク酸フマル酸複合体

(2) 動物臓器組織抽出物（アンチレプリーゼ、ノイロトロピン等）

(3) その他

呼吸器官用剤の有効成分として用いられている成分であつて、これまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を標榜するものを含む。

事務連絡

昭和48年10月16日

薬務主管課担当係 殿

薬務局製薬第二課

医薬品再評価に関し、資料提出を必要
とする有効成分等の範囲 — その9に
ついて

今回通知した麻酔剤、アレルギー用剤及び呼吸器官用剤に
ついては「その他」の項において既に指定した成分以外の成
分であつて、指定した成分に準ずるものを包括的に指定して
いるが、これらに該当する成分は極く僅かであると考えられ
る。

そのような成分を申請する製造（輸入販売）業者は、あら
かじめ厚生省薬務局製薬第二課宛照会するようご指導下さい。

なお、次のものは今回指定した「その他」には該当しない
のであらかじめご承知下さい。

ノ 麻酔剤

麻酔時に使用する骨格筋弛緩剤以外の骨格筋弛緩剤（ク
ロルゾキサゾン、カリソプロドール、クロルメザノン、フェ

ンプロバメート等)

注：鎮痛剤群で指定する予定

ヌ アレルギー用剤

金製剤(金チオリンゴ酸、金チオグルコース等)

注：鎮痛剤群で指定する予定

ウ 呼吸器用剤

含嗽剤、麻薬系鎮咳剤